

平成26年（行ツ）第67号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成24年（行ケ）第8号審決取消等請求事件について、同裁判所が平成25年11月1日に言い渡した判決に対し、上告参加人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成27年4月14日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡 部 喜 代 子

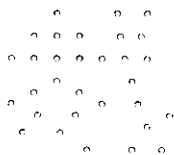


裁判官 大 谷 剛 彦

裁判官 大 橋 正 春

裁判官 木 内 道 祥

裁判官 山 崎 敏 充



当事者目録

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

上告人	公正取引委員会
同代表者委員長	杉本和行
同指定代理人	岩下生知
	榎本勤也
	多賀井満理
	堤勝利
	田中久美子

東京都渋谷区上原3丁目6番12号

同参加人	一般社団法人日本音楽著作権協会
同代表者代表理事	菅原瑞夫
同訴訟代理人弁護士	田中豊
	藤原浩
	矢吹公敏
	鈴木道夫
	市村直也
	高木加奈子

東京都渋谷区広尾5丁目6番6号 広尾プラザ8F

被上告人	株式会社イーライセンス
同代表者代表取締役	三野明洋



同訴訟代理人弁護士 越 知 保 見